

令和1年度 第1回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年7月18日（木）午後2時～
 ところ 犬山市役所 2階204会議室
 出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
 栗原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、
 玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
 宮本委員
 欠席者 な し

犬山市 山田市長
 事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長
 水野保険年金課課長補佐、
 北野保険年金課主任主査

◆議事

山田市長

(あいさつ)

河合課長

本日、お集まりいただきました新しい皆さんの任期は国民健康保険法施行令の第4条が改正されまして、これまで2年でしたが3年間となりました。よろしくお願ひしたいと思います。

委員、自己紹介
 事務局、自己紹介
 市長は公務のため退席

河合課長

本日の会議資料ですが、次第、皆さんの名簿、A4の「資料1」 A3で折りたたんだ「資料2」、その「資料2」の参考が2つ、A4の横「資料3 本算定の結果」と「資料4 予定」になっております。

最初に国保運営協議会の皆さん、「委員がどういうものなのか」について、説明させていただきたいと思います。

(資料1「国民健康保険運営協議会の設置根拠等」について説明)

それでは会議のほうに入らせていただきたいと思います。
 終了時刻は4時を目途に進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

最初に次第3の「運営協議会会長及び会長職務代行の選任」ですが、先ほど申し上げました運営協議会の会長と会長職務代行を選任させていただきたいと思いますが、今回が初の会議ですので、会長や会長の職務代行がまだ決まっていないというところがございます。このため、会長が決まるまでの間、仮議長を選出する必要がありますので、これまでの慣例では、被保険者代表の中から仮議長をお選びしていただきましたので、そのような人選にさせていただいてよろしいでしょうか。

出席者	異議なし
河合課長	ありがとうございます。ご了承いただきましたので、事務局のほうからお願いをさせていただきます。被保険者代表の長野さんをお願いをしたいと思います。恐れ入りますが、仮議長をお願いいたします。
長野仮議長	<p>それでは、ただいまご指名をいただきました仮議長を務めさせていただく長野でございます。よろしく願いいたします。会長及び職務代行者選任までの間、議事を進めさせていただきますので、みなさま、どうかご協力をお願い申し上げます。</p> <p>会長等の選任に入りたいと思いますが、これまではどのような選任方法であったのでしょうか。</p>
河合課長	(選任方法について説明)
長野仮議長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、公益を代表する皆さんのほうで「会長及び職務代表者」の選任をご協議いただくということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
出席者	異議なし
長野仮議長	<p>異議なしと認めまして、公益代表の皆さんでご協議をいただくことにいたしまして、他の委員の方は、しばらく休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〈公益代表間の協議のため休憩〉</p>
久世委員	すみません。協議結果ですけれども、会長に私、久世ということでご推挙いただきまして、職務代行者は玉置委員でお願いしたいと思っています。よろしく願いします。
長野仮議長	<p>ただ今の報告のとおり、会長には久世高裕委員、職務代行者には玉置幸哉委員をお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。会長及び職務代行者が決定されましたので、仮議長の任務はこれで終わりました。ありがとうございました。</p>
河合課長	<p>長野委員さん、ありがとうございました。</p> <p>それでは決まりました新会長のほうから一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
久世会長	(あいさつ)

河合課長

これからの会議の進行は、規則にありますように議長にお努めいただくということになっておりますので、久世会長、引き続きよろしく申し上げます。

久世会長

では、よろしく申し上げます。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただきたいと思っております。被保険者代表から日比野委員さん、保険医・薬剤師代表の木村委員さんをお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

では議題に入りたいと思います。

議題の1「平成30年度決算報告について」事務局から説明を求めます。

事務局

(議題1「平成30年度決算報告について」説明)

久世会長

数字ばかり並んでいて、全然わからないと思います、もう少し要点をまとめてポイントを説明してもらえますか。

久世会長

赤字がまた膨らんでいるというのは、わかりますが、もう一度少しおさらいで説明いただけますか。

河合課長

昨年度、平成30年度に国保は国の大きな改革が行われました。その要は今まで市町村単位で財政の運営をやっていたものが、基本的に都道府県の単位で運営がされるようになったという点です。犬山市というのは、愛知県でも高齢化が非常に進んだ市でありますので、保険給付費（医療費）は非常に高額で県下でも有数に使っていたということもあります。ただし、後期高齢者の制度が始まった時から社会保険から先ほどの前期高齢者交付金というものあり、29年度の決算では25億円ぐらい交付されていますが、高齢者の数が多ければ多いほど社会保険からお金が多く流れてくるしくみがありました。それを犬山市は非常にたくさんもらっていたと思っています。これらが県全体での算定になってしまいましたので、愛知県全体で医療給付をして、交付金などを差し引いた残りの額を市町村毎に被保険者数や所得の係数を用いて純粋に割り振った金額を先ほどありました県への納付金として支払わなければならなくなったので、実際に我々が自前で運営をしていた時の歳出から歳入を引いた残りの保険税で集めなければならなかった支出額より、今度、県単位化になって否応なしに県から「これだけ納めなさい」と言ってきた金額の支出額のほうが大きい。このために犬山市は今まで高支出だったけれども、国や県や社会保険からの収入も多かったので、結果的に割と安い国保税で済んでいたけれども、そういう利点が薄められたので、高くなったのではないかというふうに当局では推測をしています。

議会でのご質問にもお答えしていますが、29年度の決算は結果的に4,000万円ぐらいの赤字で、税を上げる前であるにもかかわらず済んでいましたが、対して30年度は税を上げたのにも関わらず2億3,800万円の単年度での赤字となってしまったというところなんです。これは県の制度が悪いからだけではなくて、分析すると被保険者の減少による保険税が減っている部分や、滞納繰越の部分がかかなり減っている面は否定はできませんが、少なくともやはり純粋に制度改革によって市の新たな負担が増えた部分も1億円以上はあるのではないかというふうに当局では分析をさせていただいています。

久世会長

要するに国の算定だった時は、高齢者が多い分は面倒を見てもらえたけれども、県はそういう算定をしていないので、算定方法が変わって赤字幅が増えたというようなことですか。

河合課長

算定方法は変わりませんが、県全体では若い方も多いので、県全体での「高齢者の交付金」が犬山市単独に比べて配分比率が低くなったことによるためです。

久世会長

それは多分、少し説明が違うと思いますけれど、若い人が多かったら逆だと思えます。若い人が多かったら、その分、医療給付は少なくなるわけで、その分、高齢者の多い犬山に重点配分されると思いますが、その辺りを少し整理して説明しないと議論にならないので、影響分とかもある程度試算した資料を作っておいてほしいな、と思います。

今の説明は去年までもあまり聞いていなかった話だと思いますし、去年から来ている方々もいきなり聞かされている話だと思います。

河合課長

「こういう影響になるであろう」という推測としては申し上げていたと思えます。

久世会長

今の説明だと、算定方法が変わって、県でまとまったからその分の赤字が出ました。それでゆくゆくはその分の補てんをしなければいけないので、被保険者への増税か、それ以外の社会保険に入っている方の一般会計からの繰り入れで賄うのかという話になってしまいます。

河合課長

究極的には今の会長の理解で合っていると思います。細かい分析はできていませんが、制度改革が主な要因によって犬山市の国保税として集める額は確実に増えたということです。

久世会長

今の説明の部分で、例えば長久手市とか名古屋市は若い人が増えているけれども、犬山市は増えていない。だけれども、犬山市は負担が多くなるというのは、少し整合性がないものですから、その理由をしっかりと説明してほしいということです。

河合課長

医療給付は若い人が少ないというイメージが会長の中にあるので、そこですね。

次回に、会長と相談しながら図のような感じのものでご用意していきたいと思えます。

岡委員

単年度の収支で言えば「赤字ですよ」ということは基金と繰入金で補って、実際は黒字の収支をとっているわけですが、基金残高がその結果どうなったのかを明記してもらわないといけないということ。それから今までは国庫支出金が全部一括で都道府県に交付されてそこから県の支出金ということで来るということですが、それが見えません。要するに県の支出金の中で、今まで国が出していたのはどのくらいなのか。

岡委員

それから都道府県によっては独自に各市町村に出しているものがありますが、愛知県はそれがどうなのか、ということも含めて、これを「県支出金」と一括で全部括られると見えなくなってしまうので、この内訳を掴んでいるのか、掴んでいないのか含めてお聞かせください。

久世会長

国保は、「赤字だ、赤字だ」と言いますが、貯めているお金も一方ではあるということです。その貯めているお金の種類としては、「基金」というものと、「繰越金」というものがありまして、さっきの説明の中で、国保特会では、繰越金を基金に積立てたり、基金かを取り崩したりという会計の処理があるので、複雑になっている。今の岡委員の質問は、「では、結果として基金残高はどうなったのか」ということです。

河合課長

基金は8億254万6千円現在残っております。29年は7億6千万円ぐらいでした、その時に新規の繰越金を「全部積みましょう」ということで、結果的に11億ぐらいになりましたが、今年、先ほどの決算のとおり約3億円を取り崩させていただいたので、8億ほど残っているという状況です。

久世会長

そこがたぶんわからないんです。なぜ7億6千万円から11億円になって、11億円から8億円なったのかということですか。

河合課長

それは、繰越金というものをこれまで運用してきたという点がありまして、会計が明瞭に見えないというところがあったので、「これから先、税を上げていかなければならないので、余った繰越金は基金に全額積んで、それを財源にだんだん取り崩して行って激変緩和をしていこう」という方針が立てられましたので、残った繰越金を昨年、積みさせていただきました。それを積んだので、基金が一気に11億円ぐらいに上がりました。

久世会長

7億6千万円というのは、何年の話ですか？

河合課長

29年の終わりです。

久世会長

11億円というのは何年の何月の話ですか？

河合課長

去年の9月です。方針に従って、繰越金を全て基金に集め、国保の余っているお金は11億円となりました、そして、当時の会長も議論の中で「激変緩和をしていこう」という話になりまして、3億使わせていただいたので、残りが8億という形でございます。ただ、実際には「3億赤字だ」と申し上げましたが、実際に赤字になったのは単年度で2億4千万円ほどです。30年度決算の黒字になった部分はまた基金のほうに積みさせていただきます。

久世会長

今もそうですが、「赤字になった」と言いながら「黒字になった」と。そこをしっかりと説明してほしいです。

岡委員

単年度数字だから

河合課長

歳入歳出は先ほども言ったように、去年の残りの繰越金も歳入に入りますし、基金から取り崩してきたものも歳入に入りますので、単純に総歳入と総支出を差し引きするだけだと黒字になります。

久世会長

そこなんです。本当は29年も取り崩して黒字になっている分がありますが、さっきの説明だと「4千万円の赤字だったのが、今年いきなり2億4千万円の赤字になりました。」と。その影響は何かというと算定方法や医療給付が増えたという説明ですが、どうもその辺りの数字のトリックとは言いませんが、やりくりをあまり伏せたまま、説明をすると間違った理解をしてしまいます。

河合課長

そうですね。それを明らかにしなければいけないと思って作ったのが表です。同じ土俵で同じものを比べないといけないので、こういう考え方で純粋な収入、歳出を出しました。これまで色々な考え方があって、先ほどおっしゃいましたが、目くらますつもりではなかったのでしょうか、その時々運営方法であったり、解釈があったと思いますので、同じ土俵で29年と30年を比べさせていただいたということです。それをすることによって、純粋に先ほどの制度改革の影響であったり、他の部分が見えてくるのではないかというふうに私どもも思って、途中経過なのですが、今日、お出しをしたところであります。次回、もう少し整理してお出しさせていただきたいと思います。

久世会長

ご意見があれば。素朴な疑問で結構ですので、わからないものは、「わからない」とお聞きください。

木村委員

決算の分で、29年、30年で86億円から73億円に歳入が変わっているということと、歳出が82億円から72億円、約10億円の差があると思いますが、これはどういった原因からですか。

河合課長

29年度まであった「共同事業」というものが、歳入・歳出から削れているのが、決算額の約10億円減った原因です。

「資料2」の参考1ですと、5番目に書いてありますが、「共同事業の交付金」は30年はゼロですが、29年の決算は16億7,200万円というものがあると思います。これで歳出のほうも、先ほど言いました保険者間の調整のためにやっているものなので、共同事業で拠出もしなければならなくて、歳出のほうにも真ん中の辺りに「共同事業拠出金」というものがあると思います。これも30年度はゼロ円ですが、29年度の決算額は16億4,600万円ほどあると思います。この事業が廃止されてしまったので、歳入・歳出ともに16億ほど減っています。これが決算の入・出ともに大きく減っている原因になります。

久世会長

そこの数字の減少分は歳入・歳出イーブンだということですね？

河合課長

基本的にはイーブンです。ただ純粋に差し引きしていただくと犬山市は収入のほう3千万円ぐらい多いので、この制度で犬山市は得をしていたということになります。

久世会長

これが幾らかというとなら3千万ですね。
だから2億とかそういう数字にはならないわけです。そこなんです。
それを1つ1つ出して欲しいということです。
2億4千万円の赤字の内訳は幾らか。県の制度改正で幾らか。今の共同事業の関係で幾らか。

県の制度改正でもし負担が増えているのであれば、「制度改正がおかしいよ」ということを言わなければいけない。

言うしくみがあると思います。県が「決まりました」と一方的に押し付けるのは今の法的な関係から言うと僕はありえないと思うので。自治体のほうが本来は強いはずですから。そこは異議申し立てをするしくみがあるはずです。

河合課長

県の納付金の制度は、県の制度ではなくて、国の制度改革の中で法律的に定められていますので、これは昨年の会長ともお話をしたと思いますが、犬山市にとっては悪い方向であったし、理不尽な部分も多いとは思いますが、県に異議申し立てをするような性質のものでは残念ながらありません。もちろん、「制度を変えていってくれ」という要望などはできると思いますが、現行法の中では合法という形になります。

久世会長

僕は今までの経験から、それはすんなりとは受け入れられない。それも検証だと思えますけれども。それをしっかり示してもらいたいと思えます。

丸山委員

資料2の歳入が1「国民健康保険税」で「税率改定により現年分保険税の調定額は微増したが、収入額は、現年、滞納繰越分共に減少した」とありますが、普通、税率が上がって、調定額も上がれば、収入額は増えると思いますが、先ほどの話の中では、被保険者の数が減っているというお話でした。ここで、聞きたいのは「税率改定で何パーセント上がったのか」ということと、この「調定額の微増」と言っていますが、「微増」とは幾らなのか。それと被保険者数が減っているのであれば、何人から何人に減っているかを教えていただけますか。

河合課長

30年度については、一人頭ですと、だいたい6.3%から6.4%ぐらい負担としては上昇しました。それで人数としては、一方で、国保加入者は近年、かなり減っておりまして、28年度の年度末で、17,416人でしたが、29年度の年度末になると16,429人になっています。ちなみに30年度の年度末では15,556人まで減っておりますので、減少率はほとんど5%以上という形になっています。約6.3%増税したのですが、被保険者の数が減ってしまったので、値上げはしたけれど1年後の調定額を比べると、ほとんど変わらずという状況になりました。27年ぐらいから収納部門が非常に徴収に力を入れ、非常に滞納繰越の税収が上がっていましたが、現在は、滞納繰越の税収自体はかなり下がってきています。

丸山委員

税収が減っているということは、税率が上がったせいで、払えるのに払わない人が増えたということがあるのですか。収納率はどうですか。

- 河合課長 被保険者数は5%の減少率ですが、一人当たりの税負担を6.3%上げたので調定額は微増しています。それなのに収入が若干とは言え現年も減りましたので、今、おっしゃられたのが事実かどうかはわかりませんが、収納率が低下したのは事実です。
- 丸山委員 つまり「税率が上がったために払わなくなった人がいる」ということですね？
- 水野補佐 税率が上がったから払わなくなった人が増えたのかどうかというところまではわかりませんが、結果からみると、払わなくなった人が増えたということは確かです。
- 久世会長 「何パーセントの人がいくら納めなかったから」というのはすぐに出せると思います。
ご質問は、調定額、収入額、徴収率を出して欲しいということです。
- 丸山委員 そこまではいいです。
- 原委員 国保の加入者数が、年で1千人ずつ減っていますが、この理由はなんですか。
- 河合課長 1つには、社会保険への加入者の拡大があります。労働時間数等、社会保険の加入条件のハードルが低くなりましたので、かなりの方が国保から社会保険に移りました。それから75歳になると後期高齢という別の保険のほうに移られますので、犬山市は先ほど申しました通り、高齢化が進んでいますので、75歳に到達して次の保険に行ってしまう方が非常に多くて、社会保険から国保に入ってくる方より多いので、被保険者数は減少をたどっているところです。
- 原委員 これは、変わらない状況ですか、増えることはないですか？
- 水野補佐 犬山市の人口構成からいくと、5年後ぐらいまでは74歳人口が1,000人ぐらい推移します。ここまでがピークになりますので、そこまでは5パーセントぐらいずつ加入者数は減っていくということになると思います。その人たちが後期高齢に移っていくので、その減り巾が続いていくうちは、新しく国保に入る人はほとんど変わらないと思いますので、この傾向が続くと推測します。
- 河合課長 いわゆる団塊の世代という皆さんです。
- 久世会長 では次に移りたいと思います。議題2の「令和元年度の課税状況について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (議題2「令和元年度の課税状況について」説明)
- 久世会長 もう少しわかりやすく言っていただきたいのですが、要するにお金持ちの人は今まで払っていた分の上限額を増やしましたと。お金持ちからもっと払って欲しいという思惑があったのだけれど、お金持ちの人は「それでは抜けます」と、意図的に抜けることはできないけれど、僕が議場で「例えば、自営をやっていた人が法人

久世会長

化すると社会保険に移れるので、そういう方法で抜けてしまう人が出てくる」と言っていました、それを裏付ける結果になったのではないかな、という気が僕は勝手にしています。これは20パーセントぐらい取れると思っていたのがとれなくなってしまうということですか？ 平たく言うと。先ほどの「原因はなんだ？」というところで、高齢者が増えたのか、パートさんたちが社会保険の加入の基準が下がったので、社会保険に移ったからなのか、色々な理由があるけれども、結構、大きい理由になっていると思います。

水野補佐

限度額を超えている額については、高所得者全員の93万円を超えた税額の合計であります。高所得者にも青天井で課税自体はされますが、93万までしか徴取しないので、すごい高所得者の所得が少なくなったということも推測されますので、「高所得者が抜けた」ということは一概には言えないと思います。

久世会長

高所得者の所得が減ったということか？

水野補佐

「高所得者がやめた」ということだけでなく、低所得者の所得状況をから見ても、高所得者においても所得が下がっているという状況にあるのではないかということですよ。

玉置委員

僕は前回からずっと聞いているので、非常に厳しい国保運営だなということは人口減も含めてわかっている話で、それを「さあ、皆さん、ここでどうしようか」と。なるべく市民の負担にならないように、やはり所得も増えていないということは世間的にも知られていることなので、やはり国保税だけが上がっていってしまうと、生活が疲弊していってしまうということになってしまいます。ですから、ここの委員の皆さんで色々な知恵を出し合って、負担額をなるべく抑える方向でいかないと、この後、国保運営も大変でしょうけれど、市民生活も非常に冷えていくなということを感じています。事務局からは数字をずっと説明されていますが、いよいよ本当にそういう段階にきたのかなと。去年はそういうこともわかっているけれども、基金を使いながら「据え置き」ということにしたので、今年据え置いた部分は、どうしても負担が増えてくるのは仕方ないと思っていますので、そこを皆さんと議論をしていかなければならないと。今の課税状況でわかっている部分は、皆さん相互理解できていると思っているので、そのテクニックを久世新会長のもとに色々数字を検証しながら進めていくということが必要だと思っています。

久世会長

原因の分析はやはり重要だと思います。全体の所得が目減りしているとか、高額所得の方が減っているとか全体の影響というものが一番知らなければいけない部分だと思うので、解決策を探るためにどうすればいいかということ、そのところをもう少し具体的に分析をして欲しいと思います。先ほどの説明だと高額所得の限度額いっぱいの人たちの数はあまり変わらないというデータはもう持っているわけですね。

水野補佐

きちっと数字は確認していませんが、データはありますので、確認します。

岡委員

それを見ればわかると思います。それから、国保制度がそれまでの市町村運営から都道府県単位化、広域化された中で、県に納めなければならないお金と犬山市の国保税負担とがその時点で約30パーセントも差がありました。単純に言うと30パーセントの差で、6.数パーセント上げますので、あと23～24%は上げていかないといけないということが、単純な数字としてまずあります。しかし、今の国保の市民生活に課税している金額では「協会けんぽ」という言葉が出てきましたけれども、「協会けんぽ」に比べて約1.4%高い水準です。大企業の入っている社会保険の健保に比べると1.7%ぐらい差があります。そういう点からいうと、もっと都道府県単位化の中で、全国知事会で都道府県知事は「国にもっとお金を出してもらわないと、都道府県単位化になってやっていけない」と言って、全国知事会は国に対して「1兆円出して欲しい」と言いましたが、3,400億円にとどまっています。ですから引き続き、やはり市町村からも国にもっと社会保障の一環という立場で皆保険制度を支えていく制度ですので、基本的な流れとしては押さえておかなければいけないだろうと。先ほど「見えなくなってしまう」と言ったのは、国が出さない分を都道府県の中で、東京都等は一定額を都道府県で独自に出して負担軽減を図っているところもあるものですから、その辺がもう少し見えるようにしてもらわないといかん。

犬山市の一般会計から一定額を出している繰入金もありますが、ではそれはどうするのか。国保加入者へ負担をお願いする金額について、一昨年の協議で昨年度から6.5パーセント値上げして、昨年の協議では2年連続の値上げは避けようということで、事務局案の2年連続値上げもありましたが、それはとてもできないということで、据え置いて、今年度は同一税率で、据え置きできていますが、今年度の協議で来年度は値上げをどうするかという中で、経過からしたら「値上げが余儀なくされるのではないか」という状況と、元々「国保は高い」ということも含めて色々、国や県のことも含めて議論をしていかなければいけないということだと思います。今日は、一応、決算の状況と、それから今の予算の状況を見ていただいた上で、本格的な議論は諮問を受けてからということになるのかなど。新しい会長と事務局で資料なども工夫してもう少しわかりやすく作成してもらえればと思います。そういう面では、言ってみれば「わかる状況」ではありますが、大変な協議会の課題だというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

久世会長

素朴な疑問で大丈夫ですので、今の資料の中で疑問な点や、わからないことは「わからない」と正直に言っていただければ。もしかしたら事務局もわかってないかも知れないので。意外にそういうところから見えてくるものもあるかも知れません。是非、素朴な疑問をぶつけていただきたいと思います。

丸山委員

国保税の算定が①所得割と②均等割と③平等割からなっていることは、大まかにはわかりますが、このところをわかりやすく説明していただきたいなと思います。

河合課長

国保税のしくみについて、まず、国保税は皆さんの所得に応じて負担をしていただく部分、それからお入りにになった一人ずつ、一人頭幾らという均等割りというものと、お入りにになった世帯に対して一律掛かる基本料金的なものの3つから成り立っています。この3つを合計したものが基本的には皆さんのお支払いになる額になります。

ただし、そこからが⑤、⑥、⑦です。5番目は低所得の皆さんに対し、今の一律にかかってしまう均等割りと同様割を「7割引にします」、「5割引にします」、「2割引にします」という所得の階層によって、軽減させていただいていますので、低所得の方については払わなくても良い金額で、軽減額というものになります。6番目が先ほど話題になっていましたが、「限度超過額」というもので、先ほどの所得割額は普通の税金ですと「累進課税」といって所得があればあるほど青天井で税金が上がっていきますが、保険なので「保険料」という側面もあり、どんなに所得の多い方でも「ここまでにしておきましょう」というものが限度額です。それが先ほど「4万円上げました」というお話をさせていただいた部分です。ですから、例えば何千万円も所得があるけれども、「ここまでにしましょう」とあるので、それを超えた部分は実際には支払わなくてもいいので、その部分を「限度超過額」といいます。これもマイナスになる金額です。それから「月割減額」は1年を通じて入っていらっしゃる方ばかりではないので、実際には75歳になって後期高齢に移られた方や社会保険に入ってやめたとか、そういう方たちの月で計算した減額分が7番目という形になります。ですからこの減額を足しまして、最初に計算した課税額から引きますと、課税総額が出てくるとそういうしくみとなっております。

更にこちらの横の軸ですけれども、これに対して皆さんの保険給付を賄うための医療の部分。それから75歳以上の方を支えるという意味で全ての他の保険が出す後期高齢者を支える支援の金額、それから介護保険を支えるために40歳から65歳になるまで掛け金として払わなければならない介護保険の部分。この3つから成り立っているということで、その総合計が皆さんに課税された額になるという形でございます。それを表にさせていただいたというものでございます。

丸山委員

役所の方に多いのですが、当たり前という言葉だと思っても市民にとっては当たり前ではない言葉があります。

ここにおられる皆さんが全員、国保のスペシャリストということであれば余計なことですが、初めて来られた方もいらっしゃるので、そういう言葉を初めて出す時には配慮があってもいいのではないかなということを思いました。よろしくお願いします。

久世会長

要するに見るべきポイントというのは、⑨のところですね。令和元年度の下平成30年度の⑨で、一番右端の106.3%というのは、一人当たり6.3%増税しましたが、左側の総合計のところは101.1%ということは、「1.1%しか税額がとれませんでした」と。「では、残りの5%はどこかに行ってしまったのですか？」と言ったら、さっきの被保険者が減った部分で徴収ができなかったという部分ですね。上の令和元年のほうは、平成30年には増税したけれども、2年連続は、先ほど岡委員が言ったように「厳しいので、ほぼ据え置きにしました」ということで、100.8%と。ほとんど同じ額でしたが、その分3.9%税収が減ってしまいましたと。本来で

久世会長

あれば、この減ってしまった分と先ほどの赤字2億4千万というのは対応するのかなと思います。そうであれば、どこに影響があるのかという先ほどの話に繋がってくると思いますけれども。これで見ると減った分の金額は6千万ぐらいですけれども、5,500万課税で収入が減っている。ですから2億4千万のうちの5千万ぐらいになります。

水野補佐

すみません。これは令和元年度の課税額となりますので、平成30年度の2億4千万円の赤字に対する収納額の決算額との関係性とは少し違ってくるのかなと思います。

久世会長

算定であって、決算でないということですね。それにしても、課税してもたいして財政全体には影響がないのではないかというのが僕の考えですが、税を増額したところで、「では幾ら増えているのか」と。さきほど丸山委員がおっしゃったように、「増税したから払わない人が増えます。」と。逆に所得も減っているのです。増税したところで財政収入に影響があまりないのであれば、やっても意味がないのではないかという話も有り得ると思います。

河合課長

ヒントはいただきました。要は税率を全く上げないと5,400万円の減収になってしまうということは、人口減の影響だけで何もしなくても減っていくだろうということが見えてきます。

久世会長

財政が厳しい厳しいと言って「増税しました。だけど全体的には税収が減ってしまいました。」では全く意味がないので、今まで、「増税、増税」と話をずっとやってきていますが、果たしてそれが本当に意味のあることかという検証をしなければいけない。

河合課長

そうしましたら、次回、「単年度の2億4千万の赤字の要因はこれと、これと、これである。それはそれぞれが幾らである」というふうにさせていただくようにいたします。

宮本委員

さきほどのことに戻ってしまうかも知れませんが、支出の部分で一番大きい要因というのは医療費ですか。それとも他に何か、これは絶対減らせないというか抑制できない部分は何かはっきりわかっているのかというのをお聞きしたいです。

河合課長

まず、29年度までは市で運営していましたので、医療費が一番です、自分達でコントロールできないが、絶対払わなければならない金額でした。ただ、30年度からは財政が県域化されたので、少なくともその年は、どれだけ給付が増えても県からお金が来ます。ですからコントロールすべきではあると思いますが、財政的なことだけで言えば、その年はペイできてしまいます。ただし、県への納付金額20億円については、否応なしに必ず県からの指定額を払わなければなりませんので、これがコントロールできなくなった金額です。

久世会長

県に「払えません」と言ったらどうなりますか？

- 河合課長 ペナルティなども法律に規定してあったと思いますが、「払わなければならない」ということは少なくとも規定されています。
- 久世会長 愛知県内には、新城市のように犬山市より高齢化が進んでいて、財政が厳しい自治体もあるわけですね。そういう所はどうしているかということもありますね。ペナルティを受け入れてでも「財政がしょうがないので払いません」と。その部分を他の自治体が割を食っているのであれば、それは良くない。下手したらありえると思います。
- 県がおかしければ、「県がおかしい」ということを言わなければいけないでしょうし、それを市民に押し付けるというふうに僕らが決めなければいけなくなってしまうのは、いけない。
- 給付が増えて医療費が高いから増税しなければいけないということならば、まだ納得していただける余地もあると思いますが、もしそうでなければ、このまま増税するわけにはいかない。
- 河合課長 県と国から激変緩和ということで、今までの国保税が非常に低かったのに、急に納付金が上がって保険を上げなければいけないというところには国、県からお金をいただいています。やはり過疎の村であるとか高齢化が進んでいるところはもらっています。犬山市はその有数で、多分一番いただいているカテゴリーに入ります。具体的には、今年度で1億8千万円いただいていますので、もしこれがなくなれば、1億8千万円分もっと国保税を上げなければならなくなるので、国や県もある程度是正をいただいているとは思いますが。
- 久世会長 それは3,400億円とは別ということですか？
- 河合課長 それも含まれています。法定繰入を増やしたという部分と、今の激変緩和をいただいている部分で国が3,400億円出しているのと、先ほど「都から出ている」というお話がありましたが、愛知県からも、もちろんお金は出ています。
- 久世会長 次に議題3「今後の日程について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議題3「今後の日程について」説明)
- 久世会長 議員は、公務で来ておりますから、日程に気を遣わなくてもいいかと思いますが、先生方が一番スケジュール的に埋まっていて大変だと思いますが、何曜日だと都合がいいですか。
- 木村委員 基本的には、クリニックですので、昼間は大丈夫ですが、夕診がありますので、その間の時間であれば、比較的融通はきくと思います。
- 栗原委員 私も木村先生と同じで出来れば水曜日か木曜日という形で、皆さんに合わせようかなと思います。

吉田委員

私は木曜日が休診ですので。早い時期に決めていただければ、水曜日でも来られないことはないです。

久世会長

被保険者代表のみなさんは、いかがでしょうか。

では、木曜日か水曜日の午後で2時から4時までを基本にさせていただき、調整していくという形でよろしいですか。

河合課長

具体的に今も「早めに」という話がありましたので、せっかくいらっしゃるので、前回から「今回はこの場で最後に調整をしよう」という話になっています。

それでは、次回の日程は8月22日の木曜日、午後2時から。場所はまだこれから取らせていただきますが、ご予約をいただけますでしょうか。

久世会長

皆さんいいですか。

河合課長

では、8月22日の木曜日に第2回の協議会を開催させていただくということで、よろしく申し上げます。

会長・副会長の諮問をさせていただく日にちを決めさせていただきたいのですが、7月30日の午前中をご予定いただいていたいいですか。会長と会長代行とでお願いします。

では、7月30日の火曜日の午前中に会長・会長代行におかれましては、市長の諮問を受けていただくということでお願いします。

久世会長

では、よろしく申し上げます。

本日の議題は、これで全て終了ですので、これをもって閉会し、事務局にお返しします。

では、今日は発言がなかった健康福祉部長に最後に一言まとめのお言葉をちょうだいしたいと思います。

吉野部長

(あいさつ)

久世会長

では、これで終了します。
ありがとうございました。

(閉 会)